

青森県及び茨城県に納税地を有する法人の皆様へのお知らせ

この度の東日本大震災により被害を受けられました皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

今般、**青森県及び茨城県の納税者の方**につきましては、平成23年3月11日から平成23年7月28日までに期限が到来する国税の申告・納付等の期限が、

平成 23 年 7 月 29 日（金）

となりました。

(注) 予定（中間）申告につきましては、同封の申告書用紙及び納付書に印字しております提出期限（納期限）にかかわらず、平成23年7月29日（金）が申告・納付等の期限となります。

確定申告書等の発送・メッセージボックスへの「申告のお知らせ」の格納

国税庁では、この度の震災の影響等を踏まえ、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に納税地を有する法人の皆様方につきましては、申告書等用紙（確定申告書及び予定（中間）申告書）の発送を見合わせておりました。

発送を見合わせておりました申告書等用紙のうち、**青森県及び茨城県に納税地を有する次の法人の皆様方**に対しまして、発送を再開させていただくこととなりましたのでお知らせします。

また、e-Taxで申告されている次の法人の皆様方に対しましても、同様にメッセージボックスへの格納を行うこととなりましたので、お知らせいたします。

- ① 平成23年2月決算法人及び3月決算法人の確定申告書、並びに平成23年8月決算法人及び9月決算法人の予定（中間）申告書を提出する必要がある法人のうち、まだ申告がお済みでない法人の皆様方
- ② 平成 23 年 4 月 決算 法人 の 確 定 申 告 書 及 び 10 月 決 算 法 人 の 予 定（中間）申告書を提出する必要がある法人の皆様方

※ 既に税務署へ確定申告書等を提出された後に、申告書等用紙及びメッセージボックスへの「申告のお知らせ」が行き違いとなって届いた場合には、あしからずご了承くださいますようお願いいたします。

個別の申請による延長

この度の震災の影響により、延長期日以降であっても、引き続き、申告・納付等ができない場合には、申告・納付等の期限延長が認められますので、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に必要事項を記載し、税務署に提出していただきますようお願いいたします。

なお、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」につきましては、e-Taxにおいても送信可能となっています。

震災損失の繰戻しによる法人税額の還付の特例

法人の平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度の欠損金額のうち、棚卸資産等について生じた震災による損失額を、前2年以内に開始する事業年度の所得金額に繰戻して法人税額の還付請求をすることができます。

還付請求をする場合には、「震災損失の繰戻しによる還付請求書」に必要事項を記載の上、震災欠損事業年度の確定申告書等と併せて税務署に提出していただく必要があります。

申告期限の延長に伴う法人税及び消費税の予定（中間）申告書の提出に係る特例

震災に係る国税通則法第11条の規定による申告期限の延長に伴い、法人税及び消費税の中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限が同一の日となる場合には、中間申告書の提出は必要ありません。

納税の猶予

震災により、財産に相当な損失を受けた場合や国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に「納税の猶予申請書」を提出し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている場合の申告・納付等の期限

法人税法第75条の2又は第81条の24の規定により、（連結）確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている法人の皆様につきましては、法人税と消費税の提出期限が異なります。そのため、震災に係る国税通則法第11条の規定による申告期限の延長により、法人税の申告・納付等の期限と、消費税の申告・納付等の期限が異なる場合がありますので、確定申告書の提出に当たってはご注意ください。

(例) (自) 平成22年5月1日
(至) 平成23年4月30日 事業年度（1月間の延長）の場合

法人税の申告・納付等の期限 ⇒ 平成23年8月1日（月）

消費税の申告・納付等の期限 ⇒ 平成23年7月29日（金）

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署におたずねください（住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。）。
- その他の震災特例法の内容や震災に伴う税務上の取扱いについては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。最寄りの税務署にご相談ください。